

# イチゴの土壌病害対策

令和5年11月15日  
福島県病害虫防除所

## 1 育苗段階における土壌病害防除対策（萎黄病、炭疽病 等）

- (1) 育苗管理及び採苗は、降雨の影響がない施設ハウス内で行う。なお、開口部には防虫ネットを設置し、害虫の侵入を防ぐ。資材は消毒して利用するとともにポットは新品のものを使用する。
- (2) 購入した親苗が届いた段階で、発病苗の混入がないか、苗の状態を必ず確認し、健全な苗を選別する。特に難防除病害である萎黄病、炭疽病等の症状チェック表を事前に準備し、管理する作業者が誰でも意識・確認できるようにする。
- (3) 購入時、育苗管理中に、発病苗や発病が疑われる苗は速やかに除去し、ほ場周囲に放置せず、密閉できる肥料袋等に入れ、蒸し込み処理（殺菌）した後にほ場外の土中に埋設処分する。なお、除去する際は、親株から発生しているランナーや子苗も一緒に処分する。
- (4) 健全な親苗が確保できたら、十分な間隔を置いて並べ、過密状態としない。
- (5) 灌水による病原菌の飛散を抑えるため、底面吸水マット等を用いて水はねを防止する。頭上灌水は控え、チューブ等を用いて灌水しなければならない場合は、水滴が小さい装置（点滴チューブ等）を用いる。なお、過灌水や夕方の灌水は発病を助長するおそれがあるので、水滴の乾きやすさを考慮して行う（薬剤散布も同様）。
- (6) 傷口からの病原菌侵入を防ぐため、摘葉、採苗等の作業は晴天時に行う。
- (7) 育苗期間中、薬剤散布は、系統の異なる薬剤でローテーション散布を行う。なお、令和5年版農作物病害虫防除指針等を参考に適正に実施する。

## 2 定植後、本ぼでの土壌病害対策

- (1) 発病株や発病が疑われる株がないか、生育状況を定期的に確認する。
- (2) 萎黄病、炭疽病に登録のある薬剤をローテーションに組み込み、予防散布に努める（表1）。

表1 萎黄病、炭疽病に登録があり、定植後以降使用可能な薬剤（令和5年版 農作物病害虫防除指針より一部抜粋）

農薬名（商品名）	RAC コード	病害名		希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法
		萎黄病	炭疽病				
ベンレート水和剤	1	○	○	500倍	本圃定植後 但し、 収穫30日前まで	1回	灌注
アミスター20フロアブル	11	×	○	2000倍	収穫前日まで	3回以内	散布
ゲッター水和剤	1、10	×	○	1000倍	収穫開始21日前まで	3回以内	散布

- (3) 発病株等は丁寧に抜き取り、密閉できる肥料袋等に入れ蒸し込み処理（殺菌）したのち、適正に処分する（栽培に影響のない場所の土中に埋設処分する など）。

## 3 栽培終了後の土壌病害対策

- (1) 植物残渣は、次年度の感染源になるため、丁寧に抜き取りほ場外に持ち出し、適正に処分する。
- (2) 次作の準備に当たっては、夏季の高温時、本ぼの太陽熱土壌消毒や土壌還元消毒を実施する（令和5年版農作物病害虫防除指針参照）。